自　然　保　護　協　定　書

　鳥羽市（以下「甲」という。）と事業者　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、鳥羽市民の環境と自然を守る条例の規定に基づき、次のとおり自然保護協定を締結する。

　（事業の実施）

第１条　乙が行う次の事業の実施に当たっては、乙はこの協定の定めるところにより、事業を行うものとする。

　事業地　　　　鳥羽市

　　　　　事業名

　開発行為面積　　　　　　　　　　　　㎡

　事業期間　　　　　　　　年　　月　　日　～　　 年 　　月　　日

　（乙の責務）

第２条　乙は、鳥羽市民の環境と自然を守る条例の定めるところにより、前条の規定による事業の実施に当たり、自然の破壊を防止するため、自然の改変を最小限度にとどめるとともに植生の回復その他適切な措置を講ずるものとする。

２　乙は、前項に規定する事項に関し、甲が明記する内容を遵守するものとする。

　（報告及び調査）

第３条　乙は、事業の実施状況に関し、甲の求める状況報告及び担当職員の立入調査に協力しなければならない。

　（計画変更の協議）

第４条　乙は、その開発行為を変更しようとするときは、事前に甲に協議するものとする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記入押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

甲　鳥羽市長

　　印

乙　事業者

住所

氏名　　　　　　　　　　　　 　印